

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 サンコーテクノ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 洞下 英人  
( J A S D A Q ・ コード 3 4 3 5 )  
問合せ先 取締役副社長 佐藤 静男  
電 話 0 4 - 7 1 7 8 - 5 5 3 0

## 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役に対して会社法第 361 条にいう「報酬等」として、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行することについての承認を求める議案を、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 役員退職慰労金の廃止と株式報酬型ストック・オプションの導入について

当社は、経営改革の一環として、役員報酬体系の見直しを行い、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 48 期定時株主総会終結の時をもって、年功的かつ報酬の後払い的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。

また、かかる役員報酬体系見直しの一環として、当社の業績、企業価値の向上および株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高めるため、取締役（社外取締役は除く。）を対象に、中長期インセンティブ報酬として新たに株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入することとしました。

#### II. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の具体的な内容

##### 1. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1 円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、当社は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

##### 2. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任する。

##### 3. 新株予約権の総数

200 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限とする。

#### 4. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 20,000 株を上限とし、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、付与株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は 1 円とする。

##### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内とする。

##### (4) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権 1 個の一部行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として 10 日が経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられた場合。
  - ロ 懲戒処分による解雇の場合。
  - ハ 株主総会決議による解任の場合。
  - ニ 会社に重大な損害を与えた場合。
  - ホ 相続開始時に、新株予約権者が後記④に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
  - ヘ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る。）1 名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上。）に変更することができる。
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者が前記④に基づいて届け出た相続人 1 名に限って、相続人において 3 ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
- ⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

##### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が(4)③に定める条件に該当し、新株予約権を行使し得なくなった場合、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10) 新株予約権証券の不発行

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上